

戸倉保育園基本計画 (案)

令和6年3月 千曲市

目次

1. 背景と趣旨	1
(1) 保育園整備の経緯と今後の考え方	1
(2) 計画の目的	2
(3) 計画策定の経緯	2
(4) 計画の期間	2
2. 建設予定地の概況	3
(1) 地域の概況	3
(2) 建設予定地の概要	4
1) 道路との接続状況	4
2) 隣接地の概況	4
3. 戸倉保育園において実現すべき保育	5
(1) 踏まえるべき指針・理念	5
(2) 戸倉保育園において重視すべきこと	6
(3) 戸倉保育園における保育の方針	8
4. 求められる機能・規模	9
(1) 戸倉保育園で提供する保育サービス	9
(2) 必要となる諸室	10
(3) 諸室の配置イメージ	11
(4) 諸室整備における基準・実現すべきこと	12
(5) その他配慮すべき事項	17
資料編	i
(1) 建設場所の選定	ii
1) 選定の基本方針	ii
2) 改築事業候補地の検討評価基準	iii
3) 選定結果	iv
(2) 求められる保育に関する国の指針等	v
1) 保育要領の策定の経緯	v
2) 保育に求められること	vi
3) 子どもの育ちについて共有すべきこと	viii
(3) 保護者の意見	ix
1) 千曲市の保護者ニーズ	ix
2) 戸倉保育園を利用する保護者が保育に求めること	xi
(4) 千曲市における保育の見込み量と戸倉保育園における定員	xiii
1) 千曲市全体の保育の見込み量	xiii
2) 戸倉・更級・五加圏域での保育の見込み量	xiii
3) 戸倉小学校区での保育の定員	xiv
(5) 検討プロセス	xv

1. 背景と趣旨

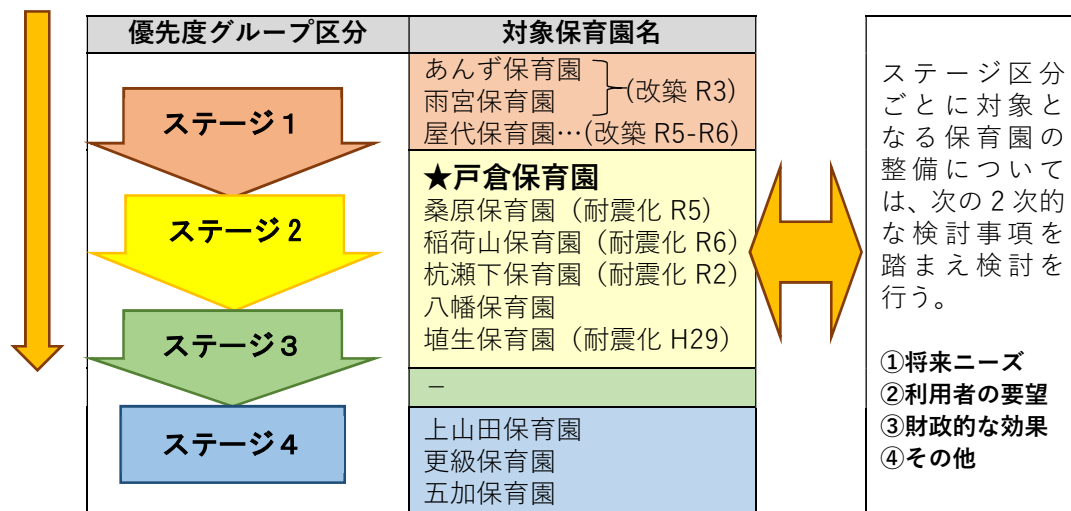
(1) 保育園整備の経緯と今後の考え方

千曲市では昭和 40 年代から 50 年代にかけて公立保育園の整備が進められましたが、施設整備から 50 年あまりが経過した現在、建物の耐震強度不足や老朽化といった施設面での問題が表面化しています。また近年千曲市では、児童数が減少傾向にあるものの、就労の多様化といった社会環境の変化に伴って 3 歳未満児の入園の増加や、長時間保育や一時保育といった保育ニーズの変化が生じており、こうした変化へ対応することも求められています。

このことを踏まえて平成 24 年度に「千曲市立保育園第一次整備計画」が策定され、令和 2 年度には「千曲市公共施設個別施設計画（保育所編）」が定められており、市内保育施設の整備を中期的に進めていくこととなりました。これらの整備を進める優先度として、平成 30 年度に実施された劣化状況調査から、整備の優先グループが定められ、市内の保育園 12 施設を優先度の高い順に整備していくものとしています。

優先度の高い「ステージ 1」に該当する施設は既に整備の取り組みが進んでおり、これに次ぐ「ステージ 2」の施設として戸倉保育園が指定されています。

〈優先度グループ別の対象保育園〉



(2) 計画の目的

本計画は、市立保育園の劣化度調査において「ステージ2」の優先度と定められている戸倉保育園の施設整備にあたり、満たすべき条件や実現すべき内容を定めるために策定するものです。

今後予定されている戸倉保育園の基本設計及び実施設計の作成にあたっては、本計画を立案の基礎資料とし、本計画に定める考え方や諸室の条件等に準拠することが求められます。

(3) 計画策定の経緯

本計画は、令和4年度から5年度にかけて開催された「戸倉保育園基本計画策定検討委員会」における検討結果を踏まえ、その基本的な考え方、整備における詳細条件等を取りまとめたものとなっています。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、新しい戸倉保育園の設計から建設工事が完了するまでです。

現時点では、基本設計・実施設計を2024（令和6）年度から2025（令和7）年度に策定し、2026（令和8）年度から2027（令和9）年度までに建設工事を完了させることを見込んでいるため、計画期間は2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までとします。

ただし、建築にあたっては市を取り巻く社会的・財政的状況を踏まえることも求められるため、必要に応じて適宜期間を調整するものとします。

<戸倉保育園基本計画の期間>

2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度～
計画期間				
基本設計・実施設計(測量・地質調査含む)		建設工事		新保育園の開園

2. 建設予定地の概況

(1) 地域の概況



戸倉保育園は、しなの鉄道「戸倉駅」から約800メートル、千曲川沿いに位置しています。

保育園のあるエリアは千曲市南部の市街地地域にあたります。戸倉駅周辺の市街地、新戸倉温泉、国道18号や市道千曲線沿線の市街地などによって成り立っており、地域内には戸倉駅、戸倉小学校、戸倉上山田中学校、戸倉創造館、戸倉体育館などの公共・交易施設が立地するなど、商業、教育、文化などの都市機能が集積しています。

「千曲市都市計画マスタープラン」では本地域を「温泉街を活かした文化交流拠点」および「戸倉駅を中心とした都市拠点」としての形成を目指すとしており、今後も一定の人口が維持され、保育ニーズをもった家庭が地域内およびその周辺に一定数存在することが想定されます。

出典：千曲市都市計画マスタープラン（平成31年）

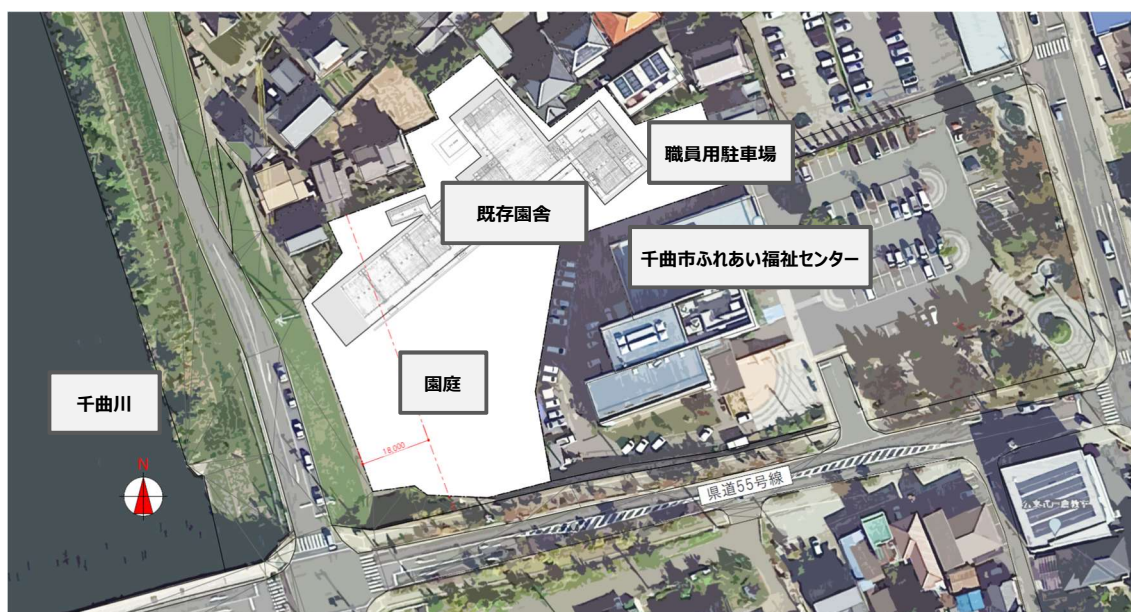
(2) 建設予定地の概要

1) 道路との接続状況

戸倉保育園は現地建て替えを行います。現敷地は、東側からの市道を通して玄関口に接続します。職員用駐車場は玄関口手前にあり、現状では約10台分のスペースがあります。なお保護者等の駐車は、隣接する千曲市ふれあい福祉センターの駐車スペースを利用することになります。

2) 隣接地の概況

隣接地には戸建て住宅が多く、日照等に配慮することが望ましいといえます。また西側には千曲川が流れており、園舎の建設にあたっては河川法による河川保全区域指定の規定（河川区域から18m以内）を順守する必要があります。



敷地面積	用途地域	集団規制			
		建ぺい率 (%)	容積率 (%)	道路斜線制限	隣地斜線制限
5,334.36 ㎡	第二種 住居地域	60	200	1.25	1.25

3. 戸倉保育園において実現すべき保育

実現すべき保育及びそれを支える園舎を考えるにあたっては、理想の保育を実現する上で深く関わる子ども、保育士、家庭（及び地域住民）という3つの視点が重要となります。本節ではこの視点で重要なポイントを整理した上で、戸倉保育園において実現すべき保育を明確化します。

(1) 踏まえるべき指針・理念

①国の保育に関する考え方（資料編 iii～v ページ参照）

国は「保育所保育指針」において、保育に求められることを「子どもの力を培うこと」「子どもの保護者の意向を受けその援助にあたること」という2点で定めており、2017年の改訂において、今後より留意すべきこととして「主体的に周囲の人やものに興味をもち、関わっていきこうとする「学びの芽生え」を大切にする」「環境の多様化を踏まえて一人一人に対応する」「保護者や家庭等と連携した「子育て支援」を担う」等のポイントを示しています。また幼保連携の文脈で同年に一体的に改正された「幼稚園整備指針」では、「幼児の主体的な活動の確保」「安全でゆとりと潤いがある」「家庭や地域との連携」という3つの方針を定めています。

②千曲市における保育の考え方

千曲市では子ども・子育ての基本理念を「のびのび育つ みんなで育つ」とし、その実現に向けて「保護者も自己肯定感を持ち、子どもと向き合える喜びや生きがいを感じられるようにする」「保護者を始め学校、地域、職域など社会全体を構成するすべての人々が各々の役割を果たす」といった施策推進を掲げています。また「保育」の目標として「健康で明るい子ども」「一人立ちできる子ども」「温かい心を持った子ども」の3点を掲げています。

以上は子ども、保育士、家庭（及び地域住民）という視点で以下のように整理できます。

視点	国の考え方	千曲市の考え方
1. 子どもの視点	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的に周囲の人やものに興味をもち、関わっていきこうとする「学びの芽生え」を大切にする ・幼児の主体的な活動の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人立ちできる子ども ・温かい心を持った子ども
2. 保育士の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の多様化を踏まえて一人一人に対応する ・安全でゆとりと潤いがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で明るい子ども ・保護者も自己肯定感を持ち、子どもと向き合える喜びや生きがいを感じられるようにする
3. 家庭（及び地域住民）の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の多様化を踏まえて一人一人に対応する」「保護者や家庭等と連携した「子育て支援」を担う ・家庭や地域との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者を始め学校、地域、職域など社会全体を構成するすべての人々が各々の役割を果たす

(2) 戸倉保育園において重視すべきこと

具体的な保育のあり方を考えるにあたっては、戸倉保育園を取り巻く保育に関する様々な環境や、現状の保育園運営における課題等を踏まえることが求められます。

①保護者の意見・ニーズ（資料編 vi～ix ページ参照）

平成 31 年に実施された千曲市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によると、保護者が保育環境に求めるものには「配慮の必要な子どもへの対応」「親子で気軽に集まり相談できるコミュニティの場」といったものがあります。

また令和 5 年に実施された戸倉保育園を利用する保護者のアンケートからは、「様々な体験やふれあいで主体性を促すこと」「防災・防犯による安心・安全な環境」「出入口の利便性や保育士とのコミュニケーションなどの外部連携」へのニーズが多く寄せられています。

②現在の戸倉保育園における課題

令和 5 年に実施された戸倉保育園の園長・主任保育士へのヒアリングによると、保育の課題として以下のものがあげられています。

- ・自分で「遊びを探す」といった自主性を育むこと、自然に触れる多様な体験、学年を超えて触れ合える機会づくり
- ・核家族の増加やサービス業の保護者ニーズに柔軟に対応できる未満児保育、長時間保育（そのためのスペースの確保）
- ・保護者の出入りしやすい動線や、保護者と適切にコミュニケーションのとれる空間
- ・怪我、感染、自然災害などへのリスク対応

③有識者の視点による「求められる保育環境」

令和 3 年に行われた長野県立大学健康発達学部こども学科学科長 太田光洋教授へのヒアリングでは、千曲市の保育園においては以下のような環境づくりが求められると指摘されています。

- ・好きなときに自ら選べる居場所・遊びを提供する
- ・自然の様々な要素から好きなものに触れ、多様な体験を促す
- ・子どもたちの自由な交流を促す
- ・可動式の仕切り等で、様々な用途に対応できるようにする
- ・保護者が自然と話し、情報を受け取り、相談できる環境をつくる

以上で示された内容を、前節で示した3つの視点を踏まえて整理すると、以下のようになります。

視点	保護者の声	戸倉保育園における課題	有識者の指摘
1. 子どもの視点	・自然体験等、多様な学びの機会の提供	・園児の自主性を育む ・多様な自然体験の提供 ・学年を越えた関わりの中で協調性を育む	・好きなときに自ら選べる居場所・遊びを提供する ・自然の様々な要素から好きなものに触れ、多様な体験を促す ・子どもたちの自由な交流を促す
2. 保育士の視点	・柔軟な保育サービス、配慮の必要な子どもへの対応	・未満児保育、長時間保育に柔軟に対応できるスペース	・クラス内から異学年まで、子どもたちの自由な交流・関わり合いを促す
3. 家庭(及び地域住民)の視点	・親子で気軽に集まり相談できるコミュニティの場	・保護者との適切なコミュニケーション	・保護者が自然と話し、情報を受け取り、相談できる環境をつくる

(3) 戸倉保育園における保育の方針

以上(1)(2)で整理した内容を踏まえ、戸倉保育園では保育における3つの視点(子ども、保育士、家庭(及び地域住民))に対応するものとして、以下3つの保育の方針を定めます。

1. 多様な体験や交流を通じ、園児一人一人の自主性・協調性を培う
2. 様々な用途に対応できる空間で、多様な保育ニーズに対応する
3. 保護者との自然なコミュニケーションを通じ、家庭と連携する

また方針に基づいて、施設整備において実現すべきことを以下のようにまとめます。

保育の方針	施設整備において実現すべきこと
1. 多様な体験や交流を通じ、園児一人一人の自主性・協調性を培う	<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人が自分で「遊び」を探せる空間 一人一人が自分の関心に応じて「遊び」を見つけ、自主性を育める ○自然に触れる様々な体験を提供できる空間 木々や草花、ビオトープ、築山、遊具などで、様々な体験ができる ○オープンで行き来の自由な空間 個々の部屋に閉じこもらず、クラスを越えた子ども同士の自由な交流を促し、関わり方や協調性を育むことができる
2. 様々な用途に対応し、安心・安全な環境を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ○可動性・汎用性がある様々な使い方に対応できる空間 様々な預かりニーズや、緊急・臨時に対応する柔軟性がある ○怪我・病気、感染、防災、防犯に配慮された安心できる空間 冷暖房や防災防犯などがしっかりした設備・機能をもっている
3. 保護者や地域とスムーズに関わる場をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士と親のコミュニケーションを促進する空間 送迎のスムーズな動線、駐車場の利便性、保育士との会話環境がある ○保護者や地域の参加できる環境 様々なひとが参加できる行事・イベントや地域活動の場になる

4. 求められる機能・規模

(1) 戸倉保育園で提供する保育サービス

戸倉保育園で実施する保育サービスは以下のとおりです。このサービスを提供するために必要な保育園を整備します。

保育サービス	内容等
通常保育	<ul style="list-style-type: none">・対象年齢：0歳児（10ヵ月）～5歳児・保育時間：月曜日～土曜日 8：30～16：30・園児定員（※）：<ul style="list-style-type: none">0歳児……15名1歳児……15名2歳児……20名3歳児……30名4歳児……30名5歳児……30名（計140人）
長時間保育	7：00～8：30、16：30～19：00
一時的保育	<ul style="list-style-type: none">・対象年齢：満1歳以上・保育時間：月曜日～金曜日 8：30～16：30
障がい児保育	<ul style="list-style-type: none">・集団保育が可能な障がい児を受け入れ、保育士を配置して成長発達を促すきめ細かな保育を行う
医療的ケア児保育	<ul style="list-style-type: none">・看護師を配置し、集団保育が可能な医療的ケア児を受け入れ、成長・発達を促す保育を行う
子育て支援	<ul style="list-style-type: none">・子どもの保護者を対象に、子育てに関する相談や子育て家庭の交流促進を図る

※定員設定の考え方については、資料編 xiii ページ参照

(2) 必要となる諸室

前章に示した方針に基づき、戸倉保育園において必要となる諸室を以下に整理します。

室名		施設整備において実現すべきこと
①保育室 (乳児室またはほふく室を含む)		<ul style="list-style-type: none"> ・オープンで行き来の自由な空間とし、クラスを越えた子ども同士の交流や、様々な自主的な活動を促す。 ・可動性・汎用性がある様々な使い方に対応できる空間とし、長時間保育やパニック時の対応など様々な状況に柔軟に対応しやすくする。
②遊戯室		<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人が自分の興味から「遊び」を探すといた、自主的活動を引き出す空間とする。
③共通空間	食事のための空間	<ul style="list-style-type: none"> ・可動性・汎用性がある様々な使い方に対応できる空間として、日常での様々な用途や臨時・緊急の対応がしやすい環境とする。 ・①②⑤の空間とのスムーズな連携を通じて、オープンで行き来の自由な空間、一人一人の自主的活動を促す空間となるよう配慮する。
	半屋外空間	
	廊下、階段、便所、水飲み場等	
④バックヤード	一時的保育室、子育て相談室等	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的保育や保護者との相談等、様々な使い方に応じられる空間を確保すると共に、保育士と親のコミュニケーションが適切に行えるよう配慮する。
	事務室、会議室、調理室等	
⑤屋外空間	運動スペース (屋外遊戯スペース)	<ul style="list-style-type: none"> ・木々や草花、ビオトープ、築山、遊具などで、様々な体験が提供できる空間とする。 ・①②③とのスムーズな連携によって、子ども同士の交流や様々な自主的活動を促せる空間とする。
	緑化スペース	
	駐車場(職員用)	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の利便性の確保、適切な防犯対策を行う。

(3) 諸室の配置イメージ

諸室の配置については、概ね以下のイメージを踏まえて設計にあたることとします。
また、配置・設計にあたっては、下記の点に留意するものとします。

保育室をはじめとした各室の配置にあたっては、柔軟な用途で使えるように、各室や共通空間の仕切り、接続等を工夫すること。

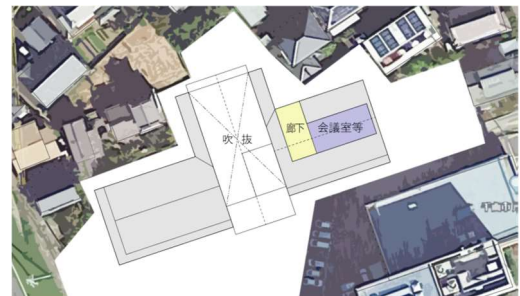
職員の駐車や外部からの搬入を想定し、できるだけスムーズな動線と十分なスペースを確保すること。



園庭に設置する砂場やプール等については、緑化スペースや建物のひさし等により、陽光や雨に完全にさらされないよう工夫すること。

園庭の形状で角が多くあるが、保育士が園児を見守る際に死角ができるだけでないよう、園庭内の配置を工夫すること。

部分的に2階を設け、水害時の緊急避難や書類等の保護に活用できるようにすること。



(4) 諸室整備における基準・実現すべきこと

先に示した諸室ごとに、整備における基準・条件および具体的に実現すべきこと等について、以下に示します。各項目の意味は次のとおりです。

〈基準・条件〉……………遵守することが必須の事項
〈実現すべきこと〉……設計にあたり、どのように実現させるかを具体的に示し、その実現妥当性を確認すべき事項
〈その他の留意事項〉…設計にあたり、留意すべき事項

①保育室において実現すべきこと

〈基準・条件〉

- 最低基準である「0歳児：1.65㎡/人、1歳児：3.3㎡/人、2歳児以上：1.98㎡/人」を満たすこと。
- 各学年の定員は以下のとおりとする。
 - 0歳児……15名
 - 1歳児……15名
 - 2歳児……20名
 - 3歳児……30名
 - 4歳児……30名
 - 5歳児……30名
- 0歳児・1歳児の保育空間は、保育士がそれぞれに注意できるよう完全に区切らない。また2歳児、3歳児、4歳児、5歳児の保育室はそれぞれ1室以上設置する。
- 各室には冷暖房設備を設置する。
- 0歳児・1歳児の保育空間、2歳児の保育空間のそれぞれには、付属室（洗濯・汚物処理・沐浴・トイレ機能を備えた部屋、15㎡程度）を設ける。加えて0歳児・1歳児の保育空間には、ほふくスペース、床暖房機能、調乳室を設ける。
- 0歳児・1歳児で15人（通常の未満児室使用）、2～5歳児で30人程度を想定した長時間保育室を設け、冷暖房設備、調乳室、床暖房機能を設ける。

〈実現すべきこと〉

- 各保育室や廊下等共通空間との境界を、完全に区切るのではなく、扉を開け放つことで複数スペースをつなげたり、各室間を行き来しやすい構造にすることで、ゆるやかなものとする。このことで、子どもが個々の部屋に閉じこもらず幅広い交流ができ、保育士は子どもの状況を広い視野で把握することができるようになる。
- 各保育室や、その他子どもを見守れる空間については、特定の広さ・用途でのみ運用するものとせず、扉やパーティション等の工夫によってある程度の可動性をも

たせると共に、様々な用途で使える汎用性を持たせる。このことで、パニックを起こした子どもを一時的に落ち着かせる、急病者に対応するといった、保育の現場における緊急・臨時の対応ができるようになる。また将来的に、預かる子どもの年齢ごとの定員が変動するといった状況にもある程度柔軟に対応することができる。

〈その他の留意事項〉

- 日照，採光，換気，通風，音響等の良好な環境を確保すること。
- 遊戯室その他の保育空間及び園庭とのスムーズな連携を確保すること。
- 多様な教育内容や指導方法に対応できるとともに，園具，遊具等を弾力的に配置できること。
- 保育の内容や方法等に応じて様々なコーナー、展示空間、持ち物の収納空間を確保すること。

②遊戯室において実現すべきこと

〈基準・条件〉

- 最低基準である「1.98 m²/人×定員 140 人」程度とすること。
- 入園式・卒園式や発表会等が行えるよう舞台（ステージ）を設置する。
- 楽器、体操器具等の収納スペース及び冷暖房設備を設ける。

〈実現すべきこと〉

□遊戯室等では、遊具や絵本など子どものための備品等がしまい込まれることなく多くの目に触れやすい位置に置けるようにしたり、特定の目的を定めない余剰空間を確保したりして、多様な遊び方や居場所が生まれるよう配慮する。このことで、子ども一人一人が自分の興味関心にもとづいて「したいこと」を見つけ、行動することを促す。

〈その他の留意事項〉

- 上履きと下履きの動線が交差せず，周囲を迂回せず園庭へ出やすい環境とすること。

③共通空間において実現すべきこと

〈基準・条件〉

- 子ども用洋式トイレを、各保育室からアクセスしやすい位置に配慮し、最低2室につき1箇所設置する。
- 大人用洋式トイレを、保護者などの来園者や保育士の利便性に配慮した場所に男女別に設置する。

- 各保育室付近に手洗場スペースを設置する。
- 玄関・出入口には子ども用のくつ箱を配置するとともに、緊急時の避難経路を確保する。

〈実現すべきこと〉

- 各保育室と廊下等の共通空間は、ある程度の余剰スペースを確保したり、簡単に扉・仕切り等を開け放てるような工夫をしたりすることによって、保育室とひと連なりになった使い方ができるよう配慮する。このことによって、保育士同士の連携や子ども同士の交流がやりやすくなり、また子ども一人一人が自分の居場所を見つけやすくなる。
- 共通空間が、遊戯室や園庭、その他子どものための遊具や設備とスムーズにつながっている配置とする。このことによって、子どもが自由に行き来し、自分の興味関心から行きたい場所へ移動したり、クラスを越えた交流が行いやすくなる。

〈その他の留意事項〉

- 保育室等の園舎部分及び屋外空間との連続性や回遊性に配慮すること。
- 出入口の幅、下足箱、傘立て等の配置を考慮した、安全かつ円滑に出入りできる環境を確保すること。
- 園児が安全に利用できるよう、段差の寸法や床面の素材、転落防止、衝突防止などに配慮すること。

④バックヤードにおいて実現すべきこと

〈基準・条件〉

- 事務室を設置し、更衣スペース（男女別）、医務スペース、教材設置スペース、保護者からの相談に応じられるスペースをそれぞれ確保するとともに、冷暖房設備を設ける。
- 調理室を設置し、下処理室、調理室、検収室、配膳室、洗浄室、食品庫、専用更衣室（休憩室）、及び専用トイレを設け、それぞれ隔壁で区画する。各室には冷暖房設備を設置するとともに、十分な給排気ができる構造とすることに加え、調理室への外部からの搬入路を確保する。
- 保育に必要な道具や備品を保管するための倉庫を設置する。
- 会議室を設置し、未就園児とともに来園する保護者の相談等にも応じられるよう授乳・トイレ等の付属室を設けるとともに、冷暖房設備を設ける。

〈実現すべきこと〉

- 保護者が子どもの送り迎えをする動線を意識し、動線上にある程度のスペースを

確保したり、外部と園舎との中間に雨風のしのげる場所をつくったりするといった工夫をする。また相談等が必要なときにスムーズに別室スペース等で話ができる動線を確保する。このことで、保育の現場と家庭とが、送り迎えという限られた時間・動線の中でも良好なコミュニケーションがとれるようになる。

- 事務室と他の諸室・屋外空間とのスムーズな動線やできるだけオープンな行き来を確保し、事務室をはじめとする保育士の滞在する空間においても必要以上の仕切を設けないといった工夫によって、保育士同士の円滑なコミュニケーションや保育の質の向上につなげる。

〈その他の留意事項〉

- 保護者等が円滑に園児を送り迎えできるよう、保育室から利用しやすく、職員が園児の登降園の状況を確認できる環境とすること。
- 上履きと下履きの動線が交差せず、周囲を迂回せず園庭へ出やすいものとする。
- 事務室は、園庭、アプローチ部分などの見通しがよく、園内各所への移動に便利であることに配慮すること（園児の活動を常時見守ることができ、緊急時にも速やかに対応できること）。

⑤屋外空間において実現すべきこと

〈基準・条件〉

- 屋外遊戯スペースとしては最低基準である「3.3 m²/人×2歳児以上の定員」を満たすこと。また運動会用トラックのスペースを確保すること。
- 陽光や雨に配慮したプールを配置すること。
- 3歳未満児と3歳以上児それぞれ別々の日よけ対策のできる砂場スペースを確保すること。
- 駐車場では、職員用として10台以上の駐車スペースを確保すること。
- 駐車場および園の玄関口周辺は、市道および千曲市ふれあい福祉センターとの接続に配慮し、職員の駐車や外部からの搬入を想定してできるだけスムーズな動線と十分なスペースを確保すること

〈実現すべきこと〉

- 園庭においては、運動会用トラックとして利用するスペースを除いて、できるだけ均質で平板な空間づくりを避け、樹木や草花、築山や水辺、畑といった空間の設置等によって、できるだけ多様で凹凸のある自然環境をつくる。このことによって、子どもが自然に触れ、身体を通じて様々な体験ができるようになる。
- 園舎から園庭へのスムーズな移動に配慮した構造とすると共に、保育室や廊下、テラス等の園舎から園庭に向けて開放的な空間をつくることで、園庭に出て遊びたいという子どもの意識を後押しする。また、保育士が園庭の子どもたちの様子を把

握しやすいようにする。

〈その他の留意事項〉

- 多様な運動や遊びが誘発されるよう、変化に富み、遊びながら様々な活動を体験できる空間を確保すること。
- 運動や遊びの種類、設置する遊具の利用形態等に応じて、必要な面積、形状等を確保すること。
- 構造及び仕様にあっては、近年の豪雨等を想定し、降水量が多くとも適度の保水性と良好な排水性を確保できるよう配慮すること。
- 落葉、積雪等、季節ごとの状況を踏まえ、使用時の利便性や維持管理負担の抑制に配慮すること。
- 雨天時でもできるだけ自然観察や遊びができるよう、雨除けのスペースを確保するなどの配慮を行うこと。
- 表層部分の材料は、けがの防止、維持管理の方法、ほこりの発生防止等に十分留意しつつ、運動等の内容に最も適した種類を選定すること。
- 植栽、草花などの自然を取り込んだ緑化スペースが教材としても活用されるよう配慮し、園地全体に積極的かつ効果的に取り入れること。
- 樹木や草花等の選定にあたっては、土地的条件、気候的条件などを考慮し、有毒、有害寄生虫等による問題が生じないよう留意すると共に、四季折々花を咲かせ実をならせる樹種を選定するなど、植物やそこに飛来する野鳥、昆虫の生態などを観察できるよう配慮すること。

(5) その他配慮すべき事項

1) 安全のための配慮

- 水害時にあたっては迅速に避難することを想定すると共に、被害を最小限に抑えるために盛り土等の最低限の浸水対策を行うこと。また一部を2階建てにする等、すぐに避難できない保育士や園児・重要物品等を緊急避難させることができる場所を設けること。
- 耐震性を保ち、地震における被害を最小限に抑える構造を検討すること。
- 外部から不審者等が侵入しにくいよう、またそうした侵入を保育士が監視しやすいよう、玄関口からの動線や事務室の配置等を工夫し、出入りに当たってのセキュリティを担保すること。
- プールなどの場所が外部からの視線に無防備に晒されないよう配慮すること。
- 部屋（未満児室）から避難する際に、避難車（おさんぽ車）が通ることのできるスロープなど通路を確保すること。

2) 維持管理の負担の軽減

- 施設や設備の維持管理にあたり、保育士に必要以上の労力をかけず、通常業務に負荷をかけないものとなるよう配慮すること。
- 部材の品質や耐水性の確保等、できる限り施設が長寿命化できるよう工夫すること。
- 水道光熱費等にかかるランニングコストをできる限り抑制できるよう配慮すると共に、断熱性を高める、仕上げにあたって地域産材の木材等を活用する、自然エネルギーを活用するといったCO2抑制や環境への配慮をできる限り行うこと。

3) 幅広い利用者を想定した配慮

- 保育士、園児、保護者をはじめとした施設の管理者・利用者が、心身の能力や障害の有無等に関わらずできる限り幅広く利用することを想定し、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を取り入れること。
- 地域住民の暮らしと調和するよう、周辺の住宅地等との境界を過度につくらないよう配慮すること。
- 将来的に、ボランティアの活動との連携や地域住民とのイベントを敷地内で行うこと等も想定し、できるだけ幅広い利用ができる施設となるよう配慮すること。

資料編

(1) 建設場所の選定

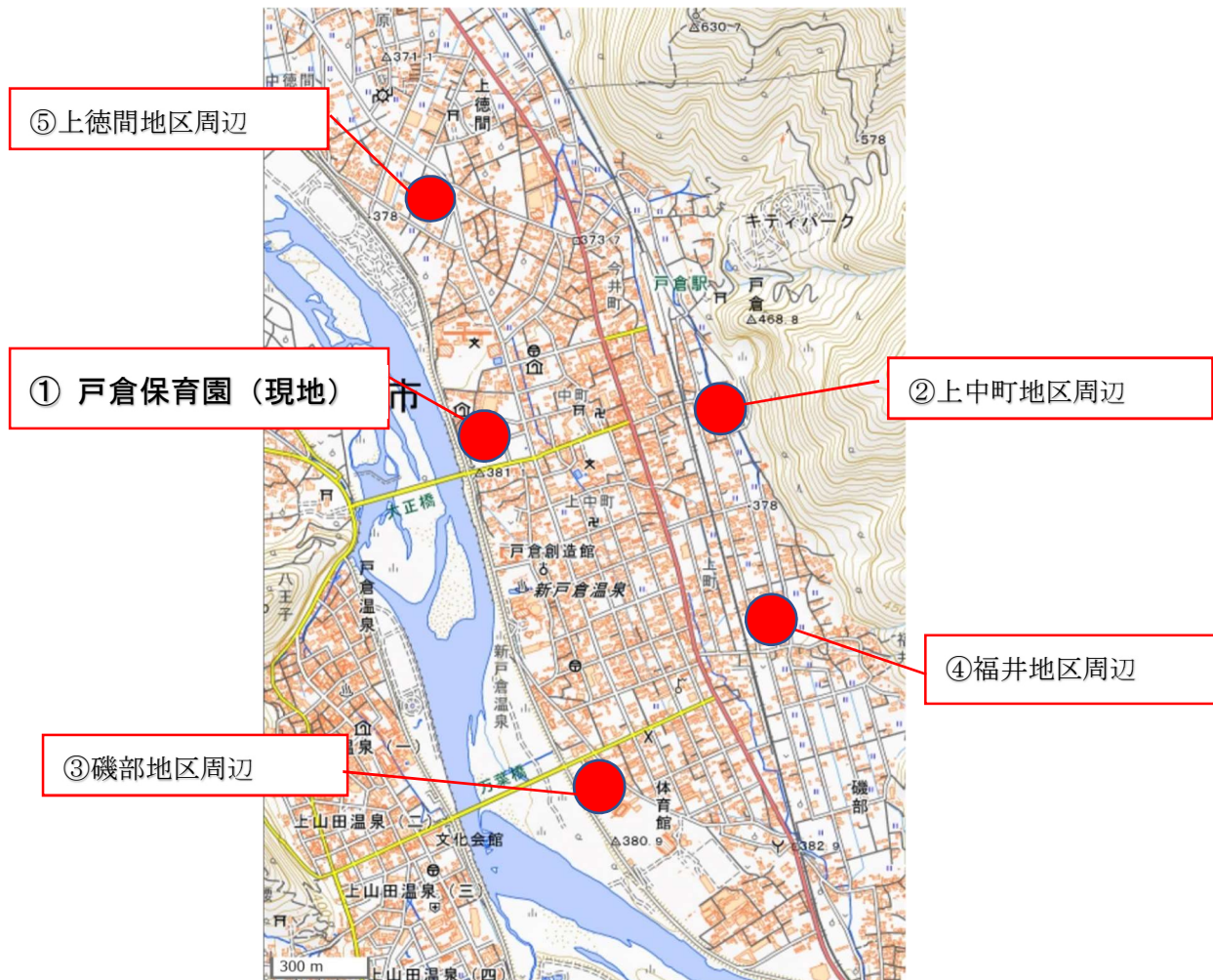
1) 選定の基本方針

千曲市立戸倉保育園改築候補地の選定にあたり、以下の基本方針を定めました。

基本方針	内容
通園距離の公平性	戸倉保育園の通園児の住居は戸倉地区に広く散らばっていることから、ある程度、通園距離の公平性がある地点とする。
災害等における安全性の確保	指定緊急避難所に避難できる場所であり、令和元年東日本台風で浸水被害に遭っていないこと。
保護者の送迎の利便性	保護者の送迎が円滑に行われる位置とする。
園舎や園庭の広さの確保	3,000 m ² 以上の面積の確保が可能な用地とする。
周辺地域との調整	周辺住民の理解や周辺の保育環境が整っている。

上記の方針に基づき、以下の①から⑤の用地を候補として評価検討を行いました。

<改築候補地の位置図>



2) 改築事業候補地の検討評価基準

候補地選定にあたっては、下表に示す5項目の評価基準を設定しました。

<改築候補地検討の評価基準>

項目	評価		
	◎	○	△
	20ポイント	10ポイント	5ポイント
(1)敷地形状	敷地形状が方形の場合	敷地形状がほぼ方形の場合	敷地形状が不整形の場合
(2)インフラ環境 (上下水道) ※電気・ガスは同一条件となるため評価基準から外すこととした	上水道・下水道のすべて設置または隣接地まで敷設済みの場合	上水道・下水道の内1つが設置または隣接地まで敷設済みの場合	上水道・下水道ともに未設置
(3)利便性	小学校・児童館から500m以内の距離で、350㎡以上の駐車場が確保できる。	小学校・児童館から1,000m以内の距離で、350㎡以上の駐車場が確保できる。	小学校・児童館から1,000m以上の距離で、350㎡以上の駐車場が確保できる。
(4)日照条件	4方向共に構造物がない場合	東、南側に隣接する建造物又は日影をつくる構造物がない場合	4方向共に日影をつくる構造物がある場合
(5)周辺環境	周辺に歩道が整備され、かつ主要な公園まで500m以内である	歩道の整備又は主要な公園まで500m以内である	歩道が未整備であり、主要な公園まで500m以上距離がある場合
総 評	(1)～(5)の事項、保育環境、保護者アンケート結果等を総合的に評価し、条件が良ければ5点の加算、条件が悪ければ5点の減点を行う		

次ページに、上表の評価基準を踏まえた各候補地の評価比較表を示します。

<改築候補地の評価比較>

項目	① 戸倉保育園 (現地)	② 上中町地区周辺	③ 磯部地区周辺	④ 福井地区周辺	⑤ 上徳間地区周辺
所在地・(地目)	大字戸倉 (市有地(宅地))	大字戸倉 (田)	大字磯部 (宅地)	大字磯部 (田)	大字上徳間 (田)
計画候補の現状写真					
該当面積	約 5,600 m ²	約 3,000 m ²	約 3,500 m ²	約 4,000 m ²	約 4,500 m ²
用途地域	一種住居	一種低層住居	一種住居	一種低層住居	一種中高層住居
敷地形状	△ やや不整形	○ 南北方向が長辺となるがやや不整形	◎ 全方向が長辺となる方形	◎ 全方向が長辺となる方形	○ 南北方向が長辺となるL字形
上水道(給水)	◎ 既設	◎ 隣接地まで敷設済み	◎ 隣接地まで敷設済み	◎ 隣接地まで敷設済み	◎ 隣接地まで敷設済み
下水道(排水)	◎ 既設	◎ 隣接地まで敷設済み	◎ 隣接地まで敷設済み	◎ 隣接地まで敷設済み	◎ 隣接地まで敷設済み
利便性	◎ ・小学校・児童館から500m以内 ・駐車場確保(借地)	○ ・小学校・児童館から1000m以内 ・駐車場確保可能	△ ・小学校・児童館から1000m以上 ・駐車場確保可能	△ ・小学校・児童館から1000m以上 ・駐車場確保可能	○ ・小学校・児童館から1,000m以内 ・駐車場確保可能
敷地周辺の状況	東側	住宅地	用水路	市道を挟んで住宅地	店舗
	西側	道路(土手)	市道を挟んで住宅地	公民館	市道
	南側	土手	市道を挟んで住宅地	ランド	農地(田)
	北側	住宅地	住宅地	市道を挟んで住宅	農地(田)
浸水想定地域と東日本台風時の状況	0.5m~1.0m未満 浸水被害はありませんでした	浸水想定地域外 浸水被害はありませんでした	1.0m~2.0m未満 浸水被害はありませんでした	浸水想定地域外 浸水被害はありませんでした	1.0m~2.0m未満 浸水被害はありませんでした
日照条件	○ 東側と園庭のある南側は日照を確保	◎ 4方向で日照を確保	◎ 4方向で日照を確保	◎ 4方向で日照を確保	◎ 4方向で日照を確保
周辺環境の評価	◎ 周辺に歩道は整備されており、花緑ふれあい公園まで約150m	○ 周辺に歩道は整備されていない。戸倉東公園まで約100m	△ 周辺に歩道は整備されていない。花緑ふれあい公園まで約1200m	△ 周辺に歩道は整備されていない。戸倉東公園まで約600m	○ 周辺に歩道は整備されていない。上徳間公園まで約300m
総評	+5 ・市道379号線に接道 ・周辺住民の理解もあり保育環境は良い ・面積が広いので、周辺の住宅地との緩衝帯が取れ、教育施設や福祉施設が近隣にあり環境が整っている。保護者アンケートで最適地である(5点加算)	-5 ・市道1-12号線に接道 ・進入路の幅員が狭い ・面積が若干狭い 近隣に都市公園があり保育環境に適するが、国道、鉄道の東側に位置し、幅員が狭いため送迎に難がある。(5点減点)	±0 ・市道246号線に接道 園舎、園庭、駐車場を満たす面積で保育環境も良いが、近隣に幼稚園があることと、通園バランスが適さない。	-5 ・市道344号線に接道 ・進入路の幅員が狭い 園舎、園庭、駐車場を満たす面積で保育環境も良いが、国道、踏切の東側に位置し、幅員が狭いため送迎に難がある。(5点減点)	±0 ・市道521号線に接道 ・市道の道幅は若干狭いが十分な広さを確保できる 周辺の住宅地との緩衝帯が取れ、幹線道路が近いので保育環境、送迎・駐車環境ともに良いが、近隣に保育施設があることと、通園バランスがやや偏っている。
評価値	80	65	70	65	70

※評価値：敷地形状、上下水道、進入路・駐車場状況、日照条件、周辺環境評価の5項目について、項目ごとに◎20点、○10点、△5点で評価した合計を評価値とする。

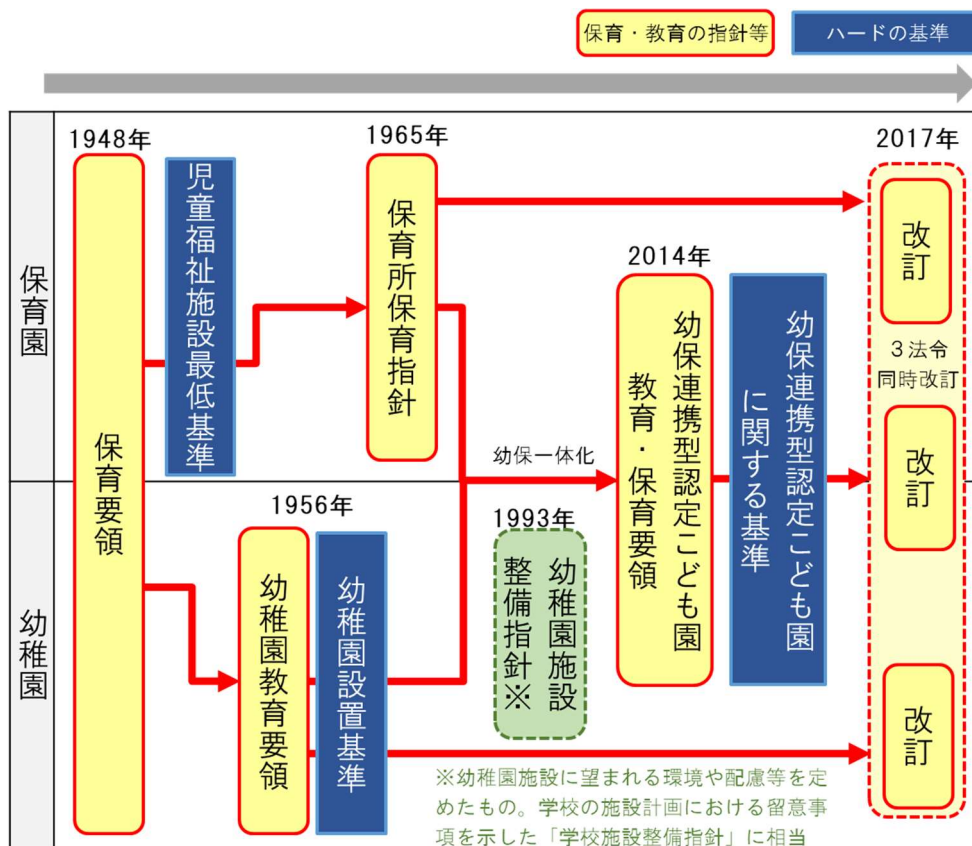
3) 選定結果

以上の選定基準及び各候補地の比較を踏まえて、各候補地のメリット・デメリット等を戸倉保育園基本計画策定検討委員会にて検討した結果、最も評価ポイントの高かった「現地」を選定し、戸倉保育園は現地建て替えとしました。

(2) 求められる保育に関する国の指針等

1) 保育要領の策定の経緯

国の定める幼稚園・保育園の指針等については、1948年に「保育要領」として一体的に定められましたが、その後幼稚園・保育園それぞれ個別に策定されました。2014年には、幼保連携の文脈で、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」として改めて一体的な指針が定められ、2017年には保育園・幼稚園とともに3つの指針が同時改訂されています。保育のあり方を考えるにあたっては、今後はこの幼保連携の推進も踏まえ、保育・教育の両面を踏まえることが重要となっています。



2) 保育に求められること

「保育所保育指針」では、保育に求められる重要な点を以下のように示しています。

<p>ア. 子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。</p>	<p>(ア) くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ち、生命の保持及び情緒の安定を図る。</p> <p>(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。</p> <p>(ウ) <u>人との関わりの中で</u>、愛情と信頼感、人権の心を育てるとともに、<u>自主、自立及び協調の態度を養い</u>、道徳性の芽生えを培う。</p> <p>(エ) <u>生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て</u>、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。</p> <p>(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。</p> <p>(カ) 様々な体験を通して、<u>豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う</u>。</p>
<p>イ. 子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たる。</p>	

出典：2017年「保育所保育指針」第1章総則 1 保育所保育に関する基本原則より抜粋、表現を簡易化

また同指針では2017年の改訂のポイントとして以下のような点を示しています。

改訂のポイント	保育園に求められること
(1)3歳未満児保育の意義をより明確化	生活や遊びの様々な場面で <u>主体的に周囲の人やものに興味をもち、直接関わっていきこうとする「学びの芽生え」</u> を大切にする
(2)幼児教育の積極的な位置づけ	幼保連携型認定こども園や幼稚園と共に、 <u>幼児教育の一翼を担う</u>
(3)子どもの育ちをめぐる環境変化を踏まえた健康及び安全の記載	子どもをとりまく <u>環境の多様化を踏まえ一人一人に対応する災害時に地域を支える</u> 役割を果たすことを想定し、備える
(4)保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性	多様化する保育ニーズ、特別な配慮、虐待予防などに対応し、 <u>保護者や家庭等と連携した「子育て支援」を担う</u>
(5)職員の資質・専門性の向上	保育所に求められる機能や役割が多様化する中で、 <u>組織として保育の質の向上に取り組み</u> 、職員の資質・専門性を向上させる

出典：2017年「保育所保育指針」序章「改訂の方向性」より抜粋、表現を簡易化

「幼稚園施設整備指針※」では、施設整備の基本的方針と対応すべきことを以下のよう
に示しています。

※「幼稚園施設整備指針」は保育園ではなく幼稚園についての指針ですが、国では保育園と幼稚園の
一体的な整備を進めており、2014年には「幼保連携型認定こども園に関する基準」として幼保一体
の基準を新たに定めているなど、今後保育園でも教育の側面が求められる傾向が強くなると考えら
れることから、検討段階における材料として本指針を参照しました。

基本的方針	課題への対応
<p>1 自然や人，ものとの触れ合いの中で遊びを通した指導ができる環境の整備</p>	<p>幼児の主体的な活動を確保する施設整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自発的で創造的な活動を促す計画 2 多様な自然体験や生活体験が可能となる環境 3 人とのかかわりを促す工夫 4 多様な保育ニーズへの対応 5 情報環境の充実 6 特別支援教育の推進のための施設
<p>2 健康で安全に過ごせる豊かな施設環境の確保</p>	<p>安全でゆとりと潤いのある施設整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活の場としての施設 2 健康に配慮した施設 3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保 4 安全・防犯への対応 5 施設のバリアフリー対応 6 環境との共生 7 特色を生かした計画
<p>3 地域との連携や周辺環境との調和に配慮した施設の整備</p>	<p>家庭や地域と連携した施設整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼稚園・家庭・地域の連携 2 「預かり保育」への対応 3 子育ての支援活動への対応 4 幼稚園開放のための施設環境 5 保育所と連携した施設計画 6 (各種公共施設との) 複合化への対応

出典：2018年「幼稚園施設整備指針」第一章 総則より「基本的方針」「課題への対応」の各項目を抜粋

3) 子どもの育ちについて共有すべきこと

こども家庭庁では、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」として、こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会（環境）を構築するために、子どもの育ちについてすべての人が共有すべきことを以下のように定めています。

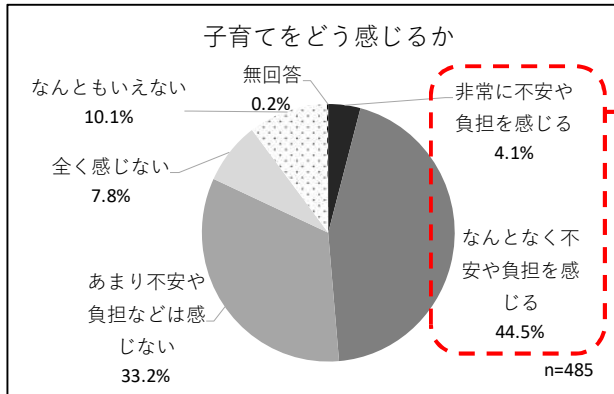
理念	■すべてのこどもが一人一人個人として、その <u>多様性が尊重され</u> 、差別されず、権利が保障されている
	■すべてのこどもが <u>安心・安全に生きる</u> ことができ、育ちの質が保障されている
	■こどもの声（思いや願い）が聴かれ、受け止められ、 <u>主体性が大事に</u> されている
	■ <u>子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき</u> 、それを支える社会もこどもの誕生、成長と一緒に喜び合える
乳幼児期のこどもが求めること	■ <u>安心したい</u> ／身近な人にくっついて、繰り返し抱っこを求めたり、触れ合うことで安心できる。
	■ <u>満たされたい</u> ／「食べたい」「寝たい」「かまってほしい」「愛されたい」などの思いや欲求を、自分のペースやリズムに合わせて満たしてもらうことで、心地よい生活のリズムが出来てくる。
	■ <u>関わってみたい</u> ／こども同士や関わりの中で、様々な感情を経験しながら、人との関わり方が培われる。多様な人や社会環境と関わることで、それぞれの違いや個性があることに気づく。
	■ <u>遊びたい</u> ／身近な環境の中、自分の興味の赴くまま夢中になって遊ぶ。自然に 触れて、体験して、絵本や地域行事などの文化に触れて感性を育んだり、食事を楽しむことなども含むあらゆる 遊びを通して様々なことを学んだりしながら育つ。
	■ <u>認められたい</u> ／周囲の人にありのままを受け止められ、自分の存在、意思、ペースを認めてもらうことで、自分に自信がつく。この経験から、他者への理解や優しさにつながる。んだり、食事を楽しむことなども含むあらゆる 遊びを通して様々なことを学んだりしながら育つ。

出典：2023年こども家庭庁「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会資料より抜粋

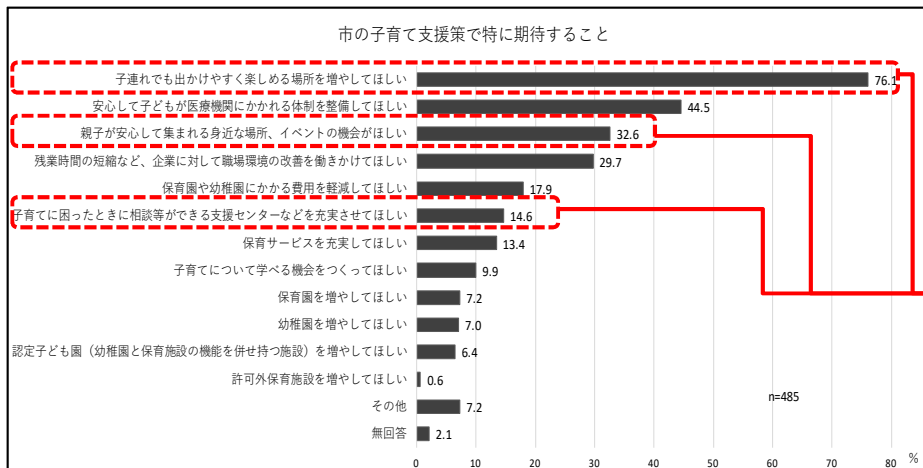
(3) 保護者の意見

1) 千曲市の保護者ニーズ

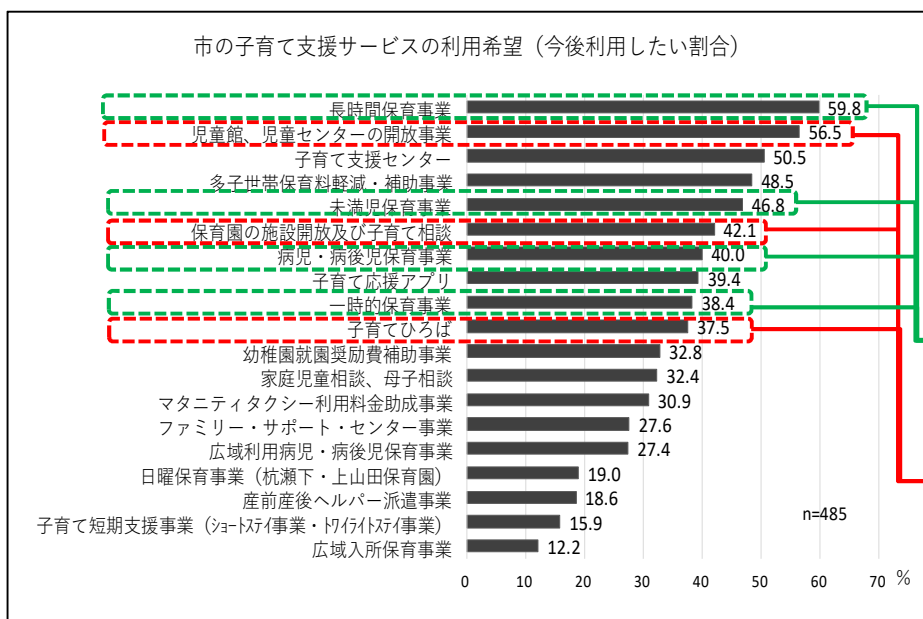
千曲市が平成31年に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」より、未就学児の保育環境に関連する部分を以下に抽出・整理します。



半数が子育てに不安・負担を感じる



「親子で集まれる場所」「子育ての相談ができる場所」など、集まる場やコミュニティを求めるニーズがある

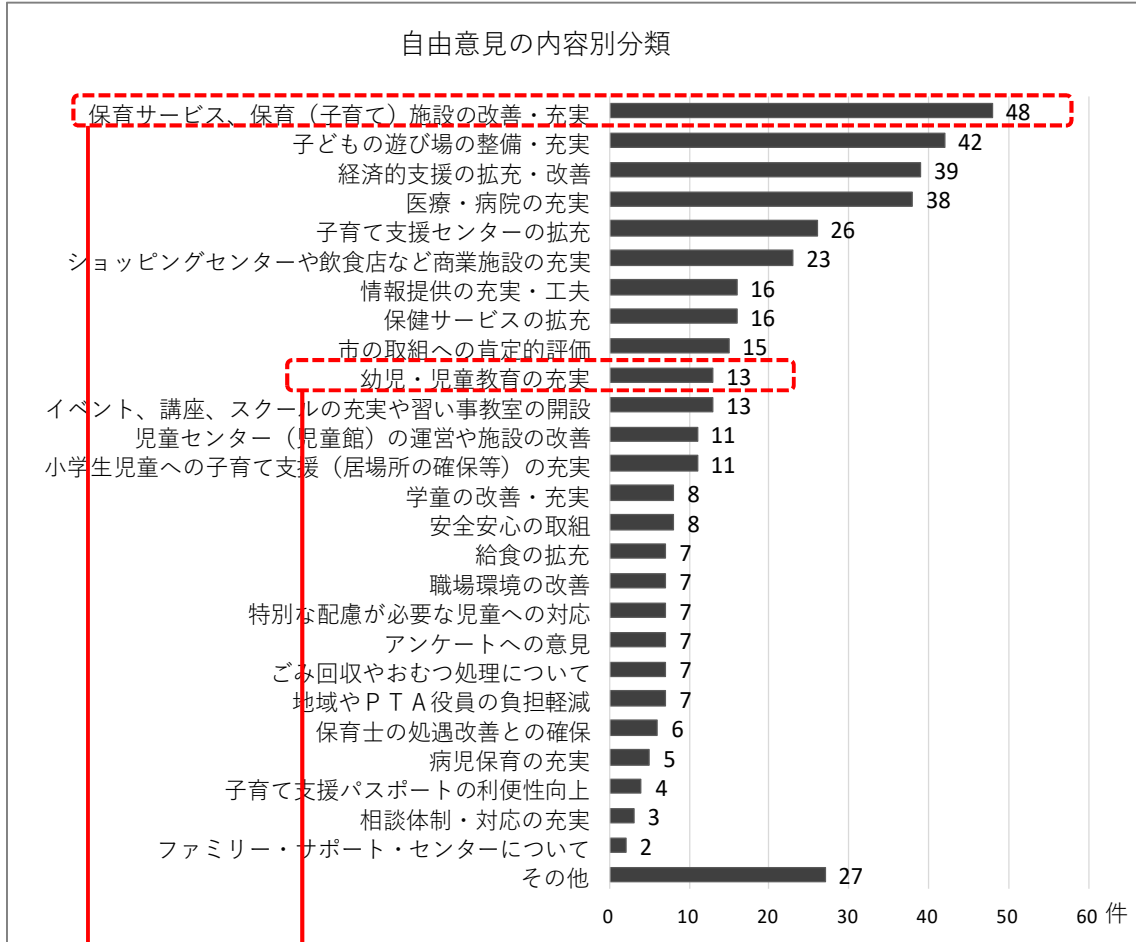


柔軟で多様な保育サービスへのニーズが高い

施設開放や参加型イベント（子育てひろば）など、親子で気軽に立ち寄れるサービスへの利用希望が高い

出典：平成31年「千曲市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

< 保育施設に関する自由意見の主な内容 >



- ・山や丘、水遊びなど、自然を体験できる環境の充実への要望
- ・発達障がいなど配慮の必要な子どもへの対応の要望
- ・親子で参加しやすいイベント等への期待
- ・情操教育への要望

- ・保育の預かり時間や曜日を拡張してほしいという要望
- ・預けられないケースに対する不満
- ・英語やダンスなど多様な機会への要望

出典：平成 31 年「千曲市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

以上を踏まえると、保護者の保育に関する声は下記のように整理できます。

- ・自然体験や情操教育など 多様な学びの機会への要望がある。
- ・長時間保育、一時的保育など 柔軟な保育サービスへの要望がある。
- ・発達障害など、配慮の必要な子どもへの対応が求められている。
- ・親子で気軽に集まったり、イベントに参加したり、相談したりできる コミュニティの場としての期待が一定数ある。

2) 戸倉保育園を利用する保護者が保育に求めること

令和5年7月20日より2週間程度、戸倉保育園を利用する保護者を対象に Web アンケート形式にて自由記述として聞き取った内容から、主な意見をカテゴリごとに整理して示します。

1. 子どもの主体性を促すことについて

(1) 様々な体験、子ども同士のふれあい	<ul style="list-style-type: none">・主体性や創造性を育むこと・子ども同士のふれあい、自然体験・生活体験など・色々な特徴を持った友達を理解し、仲良くできること・年齢、組、関係なく交流があること・中学生との交流など地域との関わり
(2) 園庭を中心とした自然体験の豊富さ	<ul style="list-style-type: none">・子どもがさまざまなものに触れ、経験して成長すること・季節の移り変わりや特色(桜、紅葉、雪)などにふれること・ウサギや魚などの小動物とのふれあい・植樹や芝生等自然豊かな園庭・野菜を作って自分たちで取ったりすること、何かを成し遂げる体験・雨天時でも身体を使って遊べる部屋があるといい
(3) 遊具や本の充実	<ul style="list-style-type: none">・遊具を増やしてたくさん遊んでほしい・安全な遊具・本の貸し出しなど、図書館と連携して種類を増やすこと

2. 様々なニーズに応じて安全・安心できる環境をつくることについて

(1) 暑さ寒さに困らない	<ul style="list-style-type: none">・夏は適度に涼しく、冬は適度に暖かい過ごしやすい室内環境・夏の熱中症対策、冬の寒さ対策
(2) 防災(水害)対策	<ul style="list-style-type: none">・千曲川の増水時の避難しやすい動線、水害対策・避難場所の確保
(3) 防犯対策	<ul style="list-style-type: none">・出入口などでの不審者を遮る防犯対策、セキュリティ対策・プールなど外からの視線を遮る配慮
(4) 様々な機能の拡充	<ul style="list-style-type: none">・未満児保育室の充実が必要だと思う。・病児保育室の設置、看護師の導入・小学生など対象年齢の拡大、対応時間の拡大

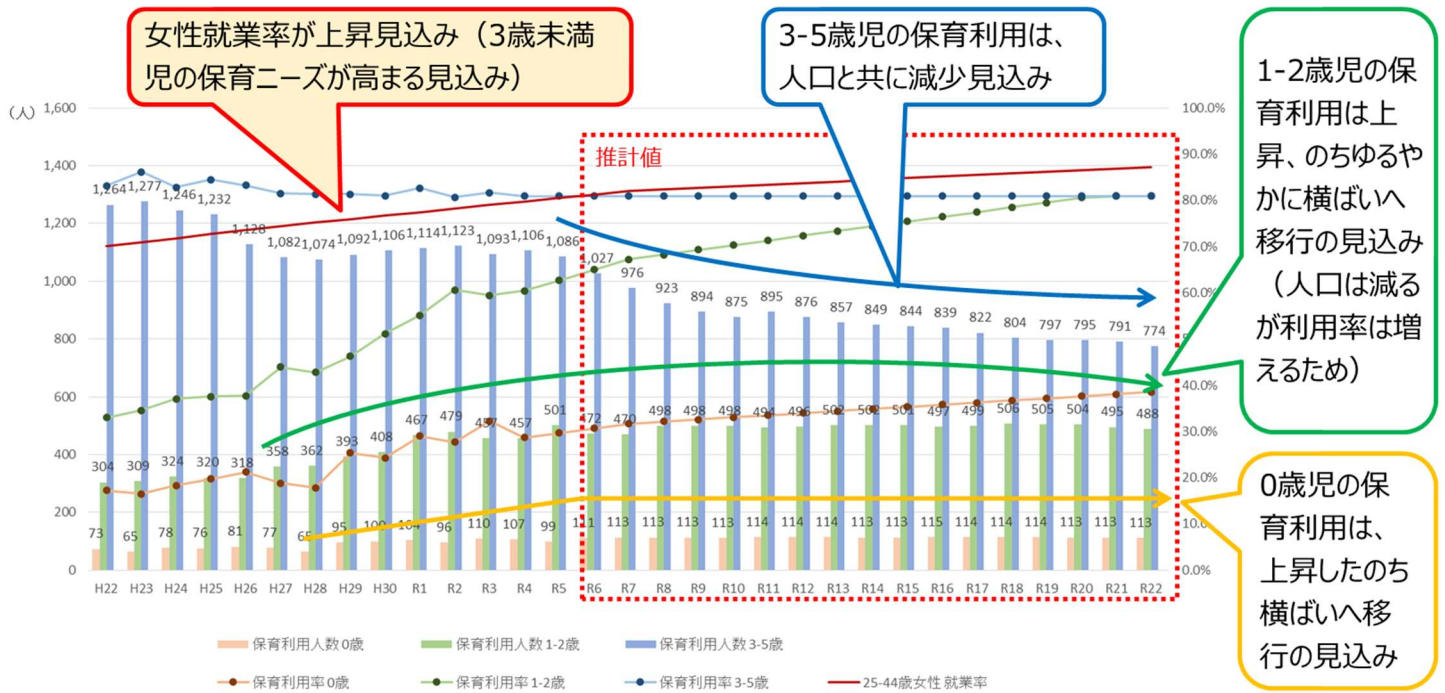
3. 家庭や地域との連携に関連することについて

<p>(1) 玄関口と駐車場の使いやすさ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場スペースの確保 ・ 行事があると混み合ってしまう出入口の渋滞問題の解消 ・ 駐車場から園舎へのスムーズな動線、事故防止
<p>(2) 送り迎えの動線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送り迎えの動線の不便さ ・ 雨天時の送り迎えのとき、足元が濡れることへの対策
<p>(3) 保育士と保護者とのコミュニケーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡帳だけではわからない園内での日常の様子を見たり、知ることのできる機会がほしい ・ 送り迎えの時間に少しでも保育士さんとやりとりのできる時間がほしい ・ 保護者との個別面談の機会 ・ 長時間保育のお迎え時に保育士さんと話す機会がとれない
<p>(4) 保護者や地域の参加できるイベント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育の様々なイベント ・ 色々な自然を体験できるイベントや行事 ・ バスケットや野球などの運動教室 ・ 英語、料理、ダンスなどの教室 ・ 参観日や親も参加できるような機会・行事（お祭りなど）がもっとほしい ・ 地域活動への参加も大切にしてほしい ・ 住んでいる地域についての理解やつながりづくりを促すこと
<p>(5) 設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者、職員用のトイレの狭さ、古さ、数の少なさの改善（行事の時などで混雑する）

(4) 千曲市における保育の見込み量と戸倉保育園における定員

1) 千曲市全体の保育の見込み量

市の保育の見込み量は、全体としてゆるやかに減少する見込みですが、年齢別にみると3～5歳児が減り、0歳・1～2歳児の割合が相対的に増えることが見込まれています。



出典：実績値は千曲市統計、令和6年度以降の推計値は令和5年度の実績をベースに国立社会保障・人口問題研究所による推計を用いて算出

2) 戸倉・更級・五加圏域での保育の見込み量

近隣の保育園も含めた戸倉・更級・五加圏域全体としての見込み量をみると、0歳児、1-2歳児はいずれも直近で増加したのち、高止まりで推移する見込みですが、それでも定員の1.2倍以内には留まると見込まれます。また3-5歳児は減少していく見込みです。

なお、五加保育園は増築を予定しており、令和8年度以降に3歳未満児定員が増加する見込みです。

さらに長期的に見ると、少子化が進むため、将来的には徐々に見込み量は減少すると考えられます。

①圏域全体の定員

圏域全体の定員の合計	
0歳	28名
1-2歳	129名
3-5歳	515名

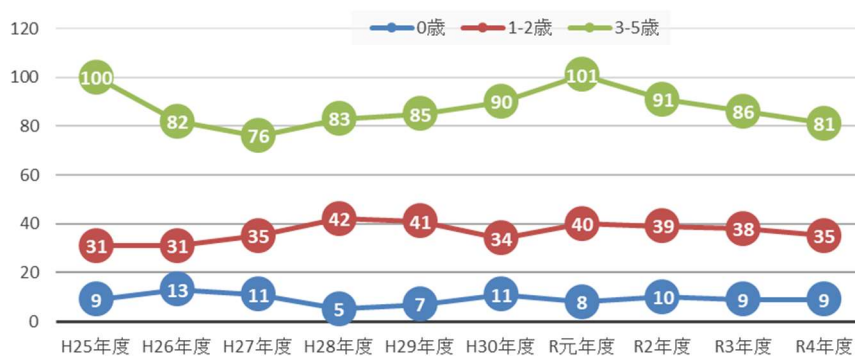
②これまでの実績と今後の見込み

戸倉・更級・五加	R1	R2	R3	R4	見込み						定員×1.2	定員
					R5	R6	R7	R8	R9	R10		
0歳	26	24	27	26	31	29	30	30	30	30	34	28
1-2歳	119	117	113	115	134	145	146	140	139	139	155	129
3-5歳	280	273	270	259	250	232	231	239	238	234	618	515

3) 戸倉小学校区での保育の定員

戸倉小学校区での保育の量は減少傾向にあります。市全体でも長期的には減少見込みですが、一方で「戸倉・更級・五加圏域」で見ると0歳児、1-2歳児は増加しており（前節）、この年齢では、当面現状規模を維持する必要があるとみられます。

①圏域全体の定員



以上から、新保育園の定員について以下のとおり設定することが妥当と考えられます。

	これまでの定員		今後の定員
0歳	15名	⇒	15名
1歳	15名	⇒	15名
2歳	20名	⇒	20名
3歳	30名	⇒	30名
4歳	35名	⇒	30名 (▲5名)
5歳	35名	⇒	30名 (▲5名)
合計	150名	⇒	140名 (▲10名)

(5) 検討プロセス

本計画は、保育・教育の関係者や地域の代表、保護者代表等によって構成する「戸倉保育園基本計画策定検討委員会」によって、以下のプロセスの検討を経て策定されました。

日程	事項	主な検討内容等
令和4年10月13日	第1回検討会	戸倉保育園の現状について 戸倉保育園基本計画について
令和4年12月21日	第2回検討会	戸倉保育園の改築について
令和5年3月15日	第3回検討会	戸倉保育園の改築場所について
令和5年6月5日	視察（見学会）	上山田保育園、あんずの里保育園の視察
令和5年8月24日	第4回検討会	踏まえるべき視点や基準について 実現すべき保育の考え方について
令和5年10月30日	第5回検討会	諸室と条件、整備の具体的イメージ
令和5年12月20日	第6回検討会	基本計画の素案の検討
令和6年1月24日 ～ 令和6年2月22日	パブリックコメント	パブリックコメントの実施
令和6年3月13日	第7回検討会	基本計画の最終案の確認

＜戸倉保育園基本計画策定検討委員会 委員名簿＞

	選出区分	氏名	団体名等	備考
1	保護者会の会長	平塚 美香	戸倉保育園保護者会会長	令和4年度
2	保護者会の副会長	落合 彩佳	戸倉保育園保護者会副会長	令和4年度
3	保護者会の会長	齋藤 佳奈	戸倉保育園保護者会会長	令和5年度
4	保護者会の副会長	阿比留 純恵	戸倉保育園保護者会副会長	令和5年度
5	社会福祉について識見を有する者	濱田 政常	千曲市(戸倉地区)民生児童委員協議会会長	○副委員長
6	社会福祉について識見を有する者	近藤 幸子	主任児童委員(戸倉地区担当)	令和4年度
7	社会福祉について識見を有する者	小林 千はる	主任児童委員(戸倉地区担当)	令和4年度 令和5年度
8	戸倉小学校区の地域の代表	滝澤 千丈	磯部区代表	
9	戸倉小学校区の地域の代表	荒井 和子	福井区代表	
10	戸倉小学校区の地域の代表	早志 圭司	新戸倉温泉区代表	
11	戸倉小学校区の地域の代表	水澤 佳月子	上町区代表	
12	戸倉小学校区の地域の代表	小林 久徳	上中町区代表	◎委員長
13	戸倉小学校区の地域の代表	西澤 啓太	中町区代表	
14	戸倉小学校区の地域の代表	滝沢 久男	今井町区代表	
15	戸倉小学校区の地域の代表	倉島 武人	柏王区代表	
16	戸倉小学校区の地域の代表	柳澤 一久	戸倉温泉区代表	
17	市長が必要と認める者	高柳 司	戸倉小学校校長	
18	保育所の園長	海野 芳枝	戸倉保育園園長	令和4年度
19	保育所の園長	大川 久美子	戸倉保育園園長	令和5年度